食中毒発生一覧(令和6年) R6.8.1

N	O 発 年J		健康福祉センター	主な 発生場所	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設の 営業許可種別	事件の概要	行政処分	備考
	R6.	:1.10	丹南	鯖江市	27	17	R6.1.9に原因施設が調製 した弁当	ノロウイルス	飲食店営業 魚介類販売表	令和6年1月11日午後6時30分頃、当該施設利用者から丹南健康福祉センターに「当該施設で作られた弁当を食べた後、体調不良者が複数名出ている。」という旨の連絡がありました。調査した結果、令和6年1月9日に原因施設が調整した弁当を喫食した27名中17名が嘔吐、腹痛、下痢等の症状を呈しており、その発症状況が類似していたこと、有症者間で感染症を疑う事象は確認されず、有症者の共通する行動は、原因施設が調製した弁当の喫食のみであったこと、有症者および調理従事者の検便からノロウイルスが検出されたこと、医師からの届出があったことから、本件を原因施設が調整した弁当による食中毒と断定しました。	1/15~1/17 営業停止処分	探知 1/11
:	? R6	6.4.7	坂井	坂井市	13	6	R6.4.5に原因施設が調理 提供した食事	ノロウイルス	飲食店営業	令和6年4月8日午前11時30分頃、坂井市内の医療機関から坂井健康福祉センターに「4月5日に当該施設で会食した2名が、4月7日の夕方から発熱、下痢、嘔吐等を発症し、本日8日に受診した。」との通報がありました。 調査した結果、令和6年4月5日に原因施設が調理提供した食事を喫食した13名中6名が腹痛、嘔吐、下痢等の症状を呈しており、その発症状況が類似していたこと、有症者間で感染症を疑う事象は確認されず、有症者の共通する行動は、原因施設が調理提供した食事の喫食のみであったこと、有症者および調理従事者の検便からノロウイルスが検出されたこと、医師からの届出があったことから、本件を原因施設が調理提供した食事による食中毒と断定しました。	4/10~4/11 営業停止処分	探知 4/8
;	B R6.	.4.27	若狭	小浜市	2	1	R6.4.27に原因施設が調理 提供した食事(海鮮丼)	アニサキス		令和6年4月30日午後3時13分頃、営業者から若狭健康福祉センターに「4月27日に当店を利用した方が、体調が悪くなり医療機関を受診したところ、アニサキス虫体が摘出された。」という旨の連絡がありました。 調査した結果、患者が4月27日の午後2時頃に当該施設で食事をしていたこと、医療機関においてアニサキス虫体が摘出されたこと、症状および潜伏期間が胃アニサキス症と類似していたこと、発症前数日以内に喫食した生食用鮮魚介類は、当該施設が調理提供したもののみであったこと、当該施設ではアニサキスが寄生する可能性のある魚介類について、冷凍等の措置を行わずに調理提供していたこと、医師からの届出があったことから、本件を原因施設が調理提供した食事による食中毒と断定しました。	5/2 営業停止処分	探知 4/30
,	k R6	6.5.7	坂井	坂井市	13	13	R6.5.7に喫食した食事	不明	その他	令和6年5月10日午前9時55分頃、坂井市内の医療機関から坂井健康福祉センターに「学生3名が、令和6年5月8日から、腹痛、吐き気、下痢等を発症し、同月9日の夕方に受診した。」との連絡がありました。 調査した結果、喫食者側にて食事が長期間常温にて放置されていたこと、長期間放置されていた食事を喫食した者のみが症状を呈していたこと、医師からの届出があったことから、令和6年5月7日に喫食した食事を原因とする食中毒と断定しました。	_	探知 5/10
ţ	5 R6	6.6.8	丹南	鯖江市	2	1	不明	カンピロバクター	个明	令和6年6月14日(金)午前10時35分頃、鯖江市内の医療機関から「6月8日(土)に消化器症状を呈し受診した患者の便からカンピロバクターを検出した。」との連絡がありました。 調査した結果、原因施設の特定には至らなかったが、医師からの届出があったことから、本件を原因食品不明の食中毒と断定しました。		探知 6/14
(6 R6.	.6.21	二州	若狭町	15	10	R6.6.20およびR6.6.21に原 因施設が調理提供した食 事	腸管病原性大腸菌		令和6年6月25日午後2時55分頃、当該施設から二州健康福祉センターあて「6月20日~6月21日に当該施設を利用した学生15名中10名が体調不良になった。」という旨の連絡がありました。調査した結果、6月20日および同月21日に原因施設が調理提供した食事を喫食した15名中11名が腹痛、下痢等の症状を呈しており、うち10名の発症状況が類似してたこと、患者の共通食は、当該施設が調理提供した食事のみであったこと、患者の便から腸管病原性大腸菌(0108)が検出されたこと、医師から食中毒患者等届出票の提出があったことから、本件を原因施設が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定しました。	7/5~7/7 営業停止処分	探知 6/25
	7 R6.	:.7.25	坂井	坂井市	1	1	ひらめの刺身	アニサキス		令和6年7月27日午後0時53分頃、坂井市内の医療機関から坂井健康福祉センターに、「アニサキス症食中毒の患者届出を提出した」旨の連絡がありました。 調査した結果、患者が7月24日の午後6時30分頃に当該施設で生食用鮮魚介類を購入していたこと、医療機関においてアニサキス虫体が摘出されたこと、症状および潜伏期間が胃アニサキス症と類似していたこと、発症前数日以内に喫食した生食用鮮魚介類は、当該施設が販売した刺身のみであったこと、当該施設ではアニサキスが寄生する可能性のある魚介類について、加熱や十分な冷凍等の措置を講ずることなく販売していたこと、医師から食中毒患者等届出票の提出があったことから、本件を原因施設が販売した刺身による食中毒と断定しました。	7/28 営業停止処分	探知 7/27
	合	計			73	49						